最終更新日：2015年5月21日

明星工業株式会社
取締役社長 大谷 壽輝
問合せ先：06-6447ー0275
証券コード：1976
http://www.meisei-kogyo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、常に経営の本質をわきまえ、未来への挑戦を心がけ、事業を通じて社会に貢献することを経営理念として、事業を展開しています。
企業価値の向上を目指す上において、経営の透明性の維持、適時適切な情報開示の実施、諸施策に取り組むことがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えと位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大同生命保険株式会社	4,032,700	6.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,715,000	4.28
公益財団法人富本奨学会	2,695,000	4.25
株式会社三井住友銀行	2,658,516	4.19
株式会社みずほ銀行	2,657,188	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,346,000	3.70
日本生命保険相互会社	1,960,160	3.09
第一生命保険株式会社	1,930,000	3.04
明星工業取引先持株会	1,744,813	2.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,400,000	2.20

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と各々監査計画の認識及び定期的に財務状況及びその他に関する意見交換会を実施、監査の実効性を確保しております。
監査役及び内部監査部門である監査室は、それぞれ年次の監査計画に基づき内部監査を実施しており、両者は定期的に監査状況について意見を交換しております。
監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告しております。
なお、これらの監査については、取締役会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上村 恭一	他の会社の出身者													
吉竹 英之	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。会社経営に対する監督のための「独立性」確保、会社経営の「適法性」確保のための社外役員の導入という観点から、その要件を充たしており、会社との利害関係はありません。なお、同氏は上村恭一事務所の所長及び誠光

上村 恭一	○	独立役員に指定しております。	監査法人の代表社員でありますが、当社と同事務所および同監査法人との間には特別な関係はありません。 また、同氏は株式会社淺川組の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。 以上により、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定されている、一般株主と利益相反が生じる要因がないため、独立役員に指定しております。
吉竹 英之	○	独立役員に指定しております。	税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 会社経営に対する監督のための「独立性」確保、会社経営の「適法性」確保のための社外役 員の導入という観点から、その要件を充たしており、会社との利害関係はありません。 なお、同氏は吉竹税理士事務所の所長でありますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。 また、同氏は高田機工株式会社及び株式会社ハイレックスコーポレーションの社外監査役 を兼務しておりますが、当社と両社との間には特別な関係はありません。 以上により、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定されている、一般株主と利益相反が生じる要因がないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

社外監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会及び重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度及び業績成果に応じた賞与を支給しております。
平成21年6月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、また、当社監査役による業務監査の一層の充実を図り、ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すことを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認と、取締役および監査役の報酬額とは別枠で年額報酬枠（取締役50百万円、監査役5百万円）の決議をしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

・平成21年8月10日付で、当社取締役6名に対し計160個、当社監査役（社外監査役を除く）1名に対し10個、当社執行役員および従業員23名に対し計135個のストックオプションを付与しております。
・平成22年8月10日付で、当社従業員23名に対し計115個のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する年間報酬総額
取締役 150百万円
監査役 22百万円（うち、社外監査役9百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準は、当該役員の職務の内容及び当社の業況等を勘案し、相当と思われる額としております。賞与については業績成果に基づき支給、退任時には退職慰労金を支給することとし、その支給額は内規に基づ
いて定めております。
また、取締役に対しては当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、監査役（社外監査役を除く）に対しては業務監査の一層の充実を図り、コーポレート・ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すことを目的として、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会及び重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受け、必要に応じて監査室が補助できる体制を構築しております。
また、取締役会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告及び意見交換がなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）経営管理体制
当社の取締役会は、5名の取締役で構成されており、原則として月1回定例で開催、必要に応じて臨時に開催し、法令及び定款に定められた事項、その他経営上の重要事項について報告・協議・決定するとともに、業務執行の状況の確認などを行っております。
また、執行役員制度の採用により、経営判断の迅速性の確保及び経営効率の向上を図っております。

（2）監査役監査
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。監査役会は原則として取締役会開催に合わせて開催されており、取締役会等の重要な会議に出席し、その都度社長、所管取締役からの報告・説明が行われております。また、本社その他の主要事業所及び子会社への監査、会計監査人からの監査計画及び会計監査結果報告の検討等の活動を中心に、必要な意見の表明を行い、業務執行の監査を行っております。

（3）内部監査
内部監査は、社長直轄組織である監査室（1名）が、年度監査計画を期初に策定、取締役会に報告し、各事業所の業務運営と会計処理が法令及び社内規定に基づき適正に行われているかについて監査を実施し、結果については関係する取締役及び対象事業所に報告、必要に応じて関連部門と連携委員会を開催しております。また、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告しております。

（4）会計監査
当社は新日本有限責任監査法人と、会社法監査及び金融商品取引法監査について、監査契約を締結しております。
同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。
当期において業務を執行した同監査法人の公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 ： 小竹伸幸、梅原隆
継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与しない措置をとっております。

・会計監査業務に係わった補助者の構成
公認会計士 9名 その他 5名

（5）外部専門家
当社は法的判断及びコンプライアンスに係る重要な事項については、弁護士、税理士等と顧問契約を締結するとともに、その他の外部専門家に相談し、慎重な検討を行い、適切な処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度を導入しており、経営責任と業務執行責任を分離し、経営としての意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る体制を構築しております。
また、社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席、意見陳述や会計監査人との連携等により監査役の職務を円滑に遂行しております。
上記により、現在の当社の企業統治形態は、意思決定の迅速性、効果的な内部牽制の両面において、十分機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り一日でも早く発送できるよう努めております。
その他	事業報告においてナレーターを採用し、プロジェクターを用いて、ビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を、本決算（3月）発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信(和・英両文)、有価証券報告書、年次報告書、アニュアルリポート、決算説明会資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	アナリスト・機関投資家 ： 財務部、 個人投資家 ： 総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動指針」に基づき、法令を遵守するとともに、事業活動を通じて地域社会における幅広いステークホルダーとの良好な関係の構築に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス規程」に基づき、インサイダー取引の防止に努めているほか、ステークホルダーに対し、企業情報を適時、的確に開示するよう努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。
(2) コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査役が独立した立場で出席する。
(3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。
(4) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
(5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
(6) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
(7) 監査役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役および監査役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。
(2) 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、社長もしくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
(2) 取締役会は月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築、実施する。
(3) 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
(2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。
(3) 監査役は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人を置かない。ただし、内部監査室は監査役会との協議により監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、監査役の要望があれば当社の使用人が随時監査業務の遂行および支援を行う。
(2) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会および重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。
(2) 取締役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査役に遅滞なく報告する。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
(2) 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
(3) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「企業行動指針」において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しないことを基本的な考え方としております。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 所轄警察署管内の企業防衛協議会に加盟し、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除するため、反社会的勢力に関する情報の収集ならびに反社会的勢力からの不当要求等への適切な対応の指導を仰いでおります。
(2) 反社会的勢力から接触があった場合の対応マニュアルを整備し、社内の各事業所に周知しております。
(3) 弁護士や社外有識者との連携により、企業活動における公正性、倫理性の確保について指導を受けながら、その徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社株式の大量取得行為に関する対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し、当社取締役会が策定する事業計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めています。

当社株式の大量取得行為に関する対応策の詳細につきましては、平成24年5月11日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。（http://www.meisei-kogyo.co.jp/file/dl/20120511_4654.pdf）

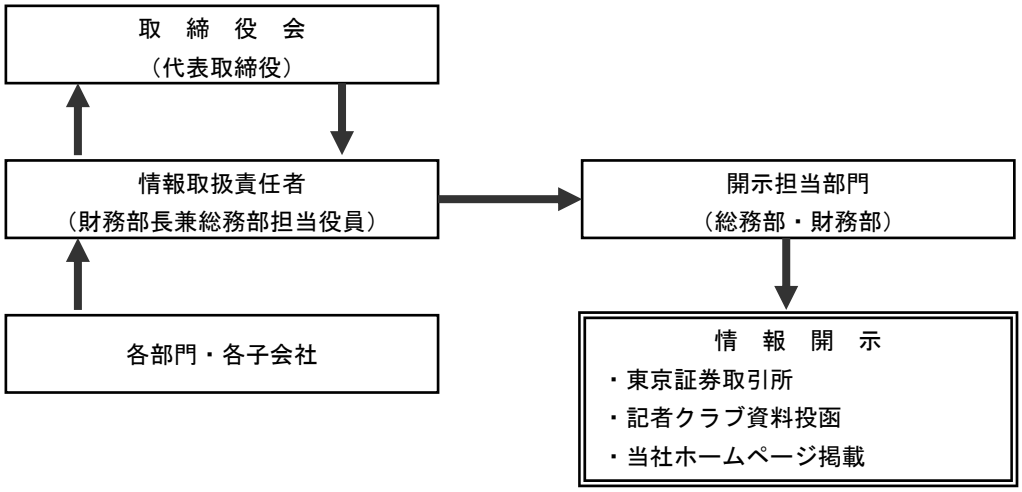
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

1. 基本姿勢
当社は、金融商品取引法、その他関連法令及び証券取引所の諸規定に則り、投資者に適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、社内体制の充実に努めております。

2. 組織体制
開示を必要とする決算関連情報は、取締役会の承認を得て確定し、情報取扱責任者（財務部長兼総務部担当役員）、開示担当部門（総務部及び財務部）において迅速かつ適切な情報開示を実施しております。
その他の重要な会社情報については、情報取扱責任者、開示担当部門において、取締役会における報告・決議事項、その他の各種会社（子会社を含む）情報を適時開示規則等と照らして検討、適時開示をする情報を決定し、情報開示を
実施しております。
なお、開示資料につきましては、必要に応じて監査役、会計監査人等の外部機関より指導、助言を受けております。
また、会社情報につきましては、「内部情報管理規程」に基づき管理を徹底しております。

（適時開示に係る組織体制図）



（コーポレート・ガバナンス体制図）

